


※区分		大阪府 (OSAKAしごとフィールド)	※求人受理年月日	2023/11/1
	※求人番号	大阪	有効期限	2024年3月末日
求人シート				

ふりがな	かぶしがいいしやとくはつせいさくしょ	所在地	(〒 532 - 0035) TEL 06-6309-0936 FAX 06-6306-2382 大阪市淀川区三津屋南2-4-10
事業所名	株式会社 特発製作所		

求人条件	職種地位	ばね製造スタッフ		賃金形態	年俸 ・ 月給 ・ 日給 ・ 時間給	賞与	昨年実績	
	雇用形態	(正規社員) 非正規社員 (無期雇用派遣 ・ 有期雇用派遣 ・ 紹介予定派遣)		月額	173,000 ~ 188,000 円	昇給	年 2 回 ・ 3.0 月分	
	採用人数	2 人	年齢	省令3号イ 歳 ~ 39 歳	定期的に支払われる賃金	基本給	170,000 ~ 185,000 円	
	勤務場所	大阪市淀川 市・区・町・村		住宅手当	3,000 ~ 3,000 円	退職金制度	有 (勤続3年以上) ・ 無	
	労働時間	就業時間	① 8時15分 ~ 17時00分 (実働7時間40分) ② 時 分 ~ 時 分 (実働 時間 分) ③ 時 分 ~ 時 分 (実働 時間 分) 休憩時間: 65 分 交替制 (有 ・ 無)		計	173,000 ~ 188,000 円	退職金共済	加入 ・ 未加入
必要書類	履歴書	職務経歴書	面接時	履歴書 ・ 職務経歴書	◎ 基本給 / ○○○手当			
必要技術・経験・資格・学歴など	不問		法定休業等	産休 育児休業 ・ 介護休業 ・ ()	固定残業代は、時間外労働の有無にかかわらず、上記の名称で支給し、____時間を超える時間外労働は追加で支給	加入保険	有 () ・ 無 ()	
試用期間	(試用期間における労働条件) 同条件		休日	日 曜 ・ 祝 日	通勤手当	有 (上限30,000円) ・ 無	労働組合	有 ・ 無
勤務場所(屋内)の受動喫煙対策	あり (禁煙) 喫煙室あり) 2 なし (喫煙可) 3 その他 ()		年間休日	116 日	社宅	有 ・ 無	住宅	有 ・ 無
職務の内容(できるだけ具体的に記入してください。)	自動車部品等となるバネを、機械をつかって形作り、熱処理や研磨等の加工・表面処理を施して仕上げていきます。いずれかの工程に従事いただき、整備された作業標準書類をもとに順を追って覚えていただきます(補助からのスタートです)。							
必要書類	履歴書		職務経歴書	面接時	履歴書 ・ 職務経歴書	必要書類	その他 (簡単な読み書き・計算) 面接1回予定	
就業場所(略図) (勤務箇所の地図を記載してください。)								
その他	(年齢制限の理由) 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から 各種線ばね、スナップリングなど、主に自動車部品となるばねの製造 (創業 明・大昭平・令 35 年) 設立60年を超えますが、ここ数年で従業員の平均年齢がかなり若返り、現在の主力は20代後半～40代前半です。製造ラインはありませんので、スキルや知識がスピーディーに養えます。							
ホームページアドレス	http://tokuhatsu.com/							
求人責任者	部・課・役職名	専務取締役	氏名	河上 大植				バス 分
(※備考)								※産業分類番号

注意 ※の部分は大阪府が記入します。

○勤務場所

勤務場所が求人カード表記の事業所所在地と異なる場合、本票に記入して下さい。

求人申し込みにあたっては、職業安定法第5条の3第2項により、労働条件を明示しなければならないこととされています。「就労場所」の明示も必須事項となっています。（なお、雇入れ時においても、労働基準法第15条により労働条件の書面による明示が義務づけられています。）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自 社</div> ・ 出 向 先 ・ 派 遣 先 ・ 請 負 先			
いずれかに○をしてください。			
求人番号		求人者名 株式会社特発製作所	
就労先（事業所名）	採用人数	所 在 地 （最 寄 駅）	就労先での 自社従業員数
株式会社特発製作所	2	大阪市淀川区三津屋南2-4-10 ----- 阪急神戸線 神崎川駅から徒歩12分	38
株式会社特発製作所 第二工場		大阪市淀川区三津屋南3-10-4 ----- 阪急神戸線 神崎川駅から徒歩12分	
		----- 線 駅からバス・徒歩 分	
		----- 線 駅からバス・徒歩 分	

☆派遣・請負求人については、就労先が確定しており（契約の成立していない求人は受理できません）採用決定後直ちに雇用関係を結ぶことが明らかなものを求人受理の対象としています。

面接時等において違った就労先を提示した場合など、当該求人が雇用関係の成立ではなく単に登録、求職者情報の収集を目的としていると思われる場合は、紹介保留とし、事実確認を行って、その結果に応じて求人不受理、求人取り消し等の必要な措置を講じることとなりますので、ご承知ください。